

## 1 統計オタク？バーナンキ新議長（FRB/米連邦準備制度理事会）

・ 米国の中央銀行である連邦準備制度理事会（FRB）議長に、ブッシュ大統領は 10 月 24 日、アラン・グリーンズパン議長の後任（18 年間在任）として「ベン・バーナンキ委員長（大統領経済諮問委員会）」を指名しました。新議長について、評論家の田中直毅氏は NHK ラジオ「ビジネス展望（17.10.28 放送）」で「統計指標やレーダーチャートを眺めるのが趣味と言えるほど、景気判断や政策決定に統計を活用する」と話しています。統計調査を拒否する理由に、統計利用への不信感をあげる方がいますが、世界金融をリードする新議長が「統計オタク」とは面白いじゃないですか。統計づくりを担当する者にとって、統計の利活用を PR する場合の心強い味方ができたようです。

## 2 統計を見る視点（その3）～統計「地産地消」の提案～

**統計はお願いするもの？** 県や市町の統計担当職員が、あるいは統計調査員が毎日毎日、事業所や県民の皆さんに何度も統計調査への協力をお願いしています。「統計調査にご協力をお願いします」、「調査票の提出をお願いします」。なぜなら、統計法等で申告義務を定めていても、統計数値の正確性を確保するためには、自発的な報告・協力が必要不可欠だからです。

**統計の「地産地消」とは・・・** でも、ちょっと待ってください。調査非協力により地域の統計数字が出なかったり、正確な統計数字でなかったりしたら、そのツケは確実に「調査非協力の者や地域」へと還っていくはずです。そして、負の遺産は後世代へと引き継がれていきます。統計数字がなければ自分たちが困る、地域の統計は地域で責任をもって作成していく、こう考えると、統計の「地産地消」という発想があってもいいかもしれません。統計は決して「やらされるもの」ではなく、自分たちで「積み重ねていくもの」ではないでしょうか。

**県内事業者の皆さんへの熱きメッセージ** 県経済統計室が担当する調査の一つに「生産動態統計調査」があります。集計結果は、景気動向の判断指標として非常に重要な役割を果たしているにも拘らず、調査票の作成負担や会社情報を外に出したくない等という事業者側の事情もあり、調査票回収のためには、調査の対象となる事業所に対して、常に統計調査の重要性を伝えていく必要があります。最近、県内事業者へ発信した、統計に賭ける熱き想いのメッセージをご覧ください。（次ページ）



## 生産動態統計調査の意味するもの

事業主の皆様へ

静岡県経済統計室  
(生産動態統計調査スタッフ)

統計は、「**社会の道標 (みちしるべ)**」とも「**社会の基盤**」とも言われています。私たちが、10年前の社会と今の社会を比較できるのも、社会の実態を示す統計数字があればこそです。中でも、今回お知らせする「生産動態統計調査 (経済産業省)」は、私たちの生活に直結する「**景気**」の判断材料として、国が毎月集計し政策の判断材料としています (新聞記事)。

しかしながら、最近では統計の調査非協力が増加し、統計の作成や精度維持に懸念が広がっています。私たちの現在は、過去から現在に至る大勢の皆様が「統計調査の協力」の上に成り立っているのに、ここまで積み上げてきた「社会の道標」、「社会の基盤」の確保が、今、懸念されているのです。統計数字が無くなってしまったり、その正確さが揺らいだツケは、必ず私たちや私たちに続く後世代に影響を及ぼします。

統計調査の調査票を提出していただくにあたり、秘密保護、調査員の身分、結果利用については次のとおりです。「社会の道標」、「社会の基盤」を積み上げ、後世代に引き継いでいくためにも、統計調査への協力については是非、是非御一考をお願いします。

- (1) 提出していただいた調査票の内容は、法律 (統計法) で厳重に秘密保護されます。統計作成の集計にだけ用いられ、個々の数字・情報の秘密は保護されます。
- (2) 事業所に伺う「統計調査員」は静岡県知事が任命した「地方公務員」であり、秘密保護義務は地方公務員法で課せられています。民間の調査員ではありません。
- (3) 調査結果は、毎月速報される (資料、国ホームページ掲載) だけでなく、年報も作成され私たちの生活に幅広く活用されています。

### 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号)

第 15 条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

### 平成 17 年度版統計実務基礎知識 (総務省統計局監修)

118 頁 (略) これらの統計調査員は、地方公務員法第 3 条でいう「特別職に属する地方公務員 (都道府県職員)」となります。(略)

平成 17 年 11 月